

農業農村整備関係工事における現場環境改善費の積算要領

1 対象となる現場環境改善費

別表のとおり。

2 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。

ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする

算出式

$$K = i \times P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5 億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot P_i^{-0.3520}$
	5 億円を超える場合	0.43

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

- ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、2（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び2（1）ウの「現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。
- エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。
- カ 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

別 表

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

3 特記仕様書等への記載について

(特記仕様書記載例)

第〇条 現場環境改善対象

- 1 本工事は、現場環境改善に取り組む対象工事である。
- 2 現場環境改善実施の有無は、受発注者間の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出時に「現場環境改善」実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定し、書面にて監督員に報告すること。
- 3 現場環境改善を実施する場合は、大分県農林水産部「現場環境改善 取扱要領」(案)によること。

※「大分県農林水産部『現場環境改善 取扱要領』(案)」は、大分県ホームページ内
(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/genbakankyokaizen.html>)に掲載している。